

第一次行政改革大綱の検証について(幹事会案)

資料3

大	中	小	項目	達成状況	検証結果	
1 分権型社会に対応した自治体のあり方	(1)協働と参画による行財政運営	①市民参画の推進とその方法	1 自治基本条例に基づいたまちづくり	B	継続A	
			2 市民意見公募(パブリックコメント)の実施	B	継続B	
			3 提案型公共サービス民営化の実施	D	継続A	
			4 まちづくり市民会議の開催、充実	B	完了	
			5 提言箱、メール等による意見聴取	B	継続B	
		②NPO等市民団体との協働	6 活動拠点としての市民活動支援センターの設置検討	B	完了	
			7 ボランティアの活動支援と情報の蓄積・循環による協働のまちづくりの推進	C	継続A	
			③審議会等の見直し	8 既存審議会等の条例、規則等の見直し	A	継続B
				9 シンポジウム・パネルディスカッション等の開催	A	継続A
			(2)説明責任の遂行と透明性の向上	①市民との情報共有化の推進	10 広報紙・ホームページ等の充実	B
	11 情報公開・個人情報保護制度の充実及び適正な取扱い	B			継続A	
	12 審議会等会議の公開	A			継続B	
	13 対話の日・市政説明会の開催	C			継続A	
	14 出前講座の開催及び講座内容の充実	B			継続B	
	②さまざまな行財政情報の公開	15 財政計画・バランスシート・行政コスト計算書等の作成公表		B	継続B	
		16 予算・決算状況のわかりやすい公表		B	継続B	
		17 予算編成状況・事業進捗状況等の公表		B	継続B	
		18 総合的な定員適正化計画の公表		A	継続B	
		19 職員給与状況等人事運営についての公表		A	継続B	
	20 行政評価の公表	B	継続B			
2 社会経済情勢に対応した行財政運営システムの構築	(1)総合計画と連動した行政評価システムの活用による新たな行財政運営の構築	①行政評価システムの構築	21 事務事業評価及び施策評価の実施による実施事業の厳選	C	継続A	
			22 減価償却・維持管理費等を含めた施策・事業コストの明確化	C	継続A	
		②施策別枠配分予算への移行	23 枠配分型予算編成方式の導入	B	継続A	
			24 次年度行財政運営方針及び予算編成方針に基づく予算編成	B	継続B	
	(2)財政健全化の推進	①内部事務経費の削減	25 出資法人等について脱会を含めた見直し	B	継続A	
			26 公共施設の統廃合・民営化を含めた再編と施設整備(改修)計画の作成	D	継続A	
			27 公共施設における指定管理者制度の適切な管理・運営	B	継続A	
			28 アウトソーシング計画の作成	D	継続A	
			29 事務コスト削減の徹底	B	継続A	
			30 補助金支出基準に基づく補助金の適正な支出	C	継続A	
			31 縁故債、一時借入金の借入利率に係る入札実施	B	継続A	

大	中	小	項目	達成状況	検証結果
2 社会 経済 情勢 に対応 した 行財政 運営 システム の 構築	(2)財政健全化の推進	②事務事業の見直し	32 職員提案制度の充実	B	継続A
			33 窓口サービスの向上	B	継続A
			34 公用車の一元管理による経費節減	B	継続B
			35 事務用品等に係る単価契約の実施	A	継続B
			36 下水道事業の見直し	B	継続B
			37 扶助費の見直し	B	継続B
		③歳入の確保	38 公金収納対策の強化	A	継続A
			39 費用対効果に基づく使用料・手数料の見直し(減免基準の見直しを含む)	C	継続A
			40 有帆緑地処分場(産業廃棄物処理場)の適正な維持管理	A	完了
			41 受益者負担適正化の徹底	B	継続B
			42 広告収入の推進	B	継続A
			43 売却処分も含めた市有財産の適切な運用	B	継続A
			44 課税の見直し	B	継続B
			45 企業誘致の推進	B	継続B
	(3)人事制度の改革	①公営企業も含めた適正な定員管理	46 総合的な定員適正化計画の見直し及び適正な定員管理の実施	B	継続A
			47 早期退職制度の適正な運用	A	継続B
			48 任用替えの適正な運用	C	継続B
		②国の制度を基本とした勤務体系、職員給与体系の見直し	49 時差出勤制度の導入・変形労働時間制の検討	A	継続B
			50 人材育成基本方針に基づく人材育成の推進	B	継続A
		③人事育成体制の整備	51 効果的な職員派遣の実施	A	継続B
			52 人事評価制度の充実	B	継続B
	(4)組織体制の改革	①施策・事業の見直しと連動した柔軟な機構改革	53 公金収納対策専門部門の設置	A	完了
			54 入札・契約を一元的に所掌する部署の設置	C	中止
			55 水道局・下水道部門の統合(上下水道の一元管理)	C	継続B
		②横軸連携型組織体制の構築	56 部門横断的な課題解決に対応する体制づくり	B	継続B
			57 災害等緊急時の防災体制の充実	B	継続A

●達成状況

A：取組が進み成果が上がった

B：ほぼ取組が進み成果が上がった

C：取組は進んだが成果は不十分だった

D：取組・成果とも不十分であった

●検証結果

完了：計画を達成した取組

継続A：「行政改革プラン」に引き続き計上する取組

継続B：継続するが「行政改革プラン」に計上しない取組

中止：実現できない又は効果がない取組

第一次行政改革大綱の検証について(幹事会案)

●達成状況	●検証結果
A：取組が進み成果が上がった	完了：計画を達成した取組
B：ほぼ取組が進み成果が上がった	継続A：「行政改革プラン」に引き続き計上する取組
C：取組は進んだが成果は不十分だった	継続B：継続するが「行政改革プラン」に計上しない取組
D：取組・成果とも不十分であった	中止：実現できない又は効果がない取組

No.	項目	所管部署	分類名(大)	分類名(中)	目的	取組の効果	残された課題	達成状況	検証結果
1	自治基本条例に基づいたまちづくり	企画政策課	分権型社会に対応した自治体のあり方	協働と参画による行財政運営	市民一人ひとりがまちづくりに参加し、市、議会と協働してまちづくりを進めていくことにより、先人の築いてきたやすらぎと文化の香りに満ちた山陽小野田市を、「住んでいることを誇れるまち」、「未来へ責任を持ち、夢のあるまち」にしていく。	審議会委員の市民公募、パブリックコメントの実施、市政説明会の開催など、市民の意見を反映させながら行政運営を行う「市政への市民参画」については取組が進んだ。	今後「協創」のまちづくりを推進するに当たって、本市における自治の基本理念等を定めた本条例について、今後も市民や職員への周知を図り、「協創」の認識を深める必要がある。	B	継続A
2	市民意見公募(パブリックコメント)の実施	企画政策課 関係各課			市民サービスに直接影響を及ぼす基本的な行政事項について、その決定過程で広く市民の意見を聴取し、行政運営に反映させる。	政策の企画段階において、事前に案を公表することにより、行政運営の透明性を確保するとともに、政策に市民の意見を反映することができるようになった。	市広報や市ホームページにおいて実施の周知を図っているものの、計画によっては、市民の意見提出が全くない場合もある。意見募集のPRに一層努める。	B	継続B
3	提案型公共サービス民営化の実施	企画政策課			公共サービス改革法の主旨に基づき、これまで行政が担ってきた公共サービスを質・価格の両面で優れた民間事業者任せにすることにより、行政のスリム化、効率化を実現し、公共における民間と行政の役割分担を根本的に見直し、民間の創意工夫を活かすことで、充実した質の高いサービスの展開を目指す。	業者からの提案に基づき、市役所本庁舎の庁舎案内板を広告付のものにしたことにより、広告収入を得ることができた。また、書類の封入作業を民間に委託したことにより、事務の効率化につながった。	公共サービスの民営化や業務の民間委託など、民間能力の活用については、さらに推進する必要があるが、PPPIに係る地域プラットフォームへの参加やサウンディング型市場調査の実施など、民間からの提案を受けるための新たな手法が出ており、それらを研究し、取り入れる必要がある。	D	継続A
4	まちづくり市民会議の開催、充実	市民生活課			まちづくりを進めるにあたっての課題について調査・検討を行い、市民の視点から意見を述べ提言を行う場として、まちづくり市民会議を開催する。	山陽小野田市まちづくり市民会議要綱に基づき、必要な案件について適切に開催した。市政全般における各種課題について、平成25年度までに11件の部会を設置し、市民の視点からまちづくりの課題解決の提言をいただいた。	市政全般における各種課題について、必要に応じて「まちづくり市民会議」を開催してきたが、事業の形骸化等により平成26年度以降は実施していない。また、市の各種委員会で、委員の市民公募を行っていること等により、平成29年8月末に本事業を廃止し、同年9月から新たに「まちづくり懇談会」の事業を開始した。	B	完了
5	提言箱、メール等による意見聴取	市民生活課			不特定多数の市民の声に耳を傾け、その想いを行政に反映させるシステムとして、提言箱やメールを媒体にした意見聴取を行う。	提言箱やメール等を媒体にした意見聴取を行い、市民・団体から本市の行政に関わる要望・苦情を積極的に受け入れ、業務改善や行政施策に反映させるとともに、回答が可能な相手方に対しては、市長名で回答しており、成果を上げている。	一定の周知は図られており、継続していく。	B	継続B
6	活動拠点としての市民活動支援センターの設置検討	市民生活課			市民の自主的な活動に対して一層の推進を図り、官民協働に基づく市政運営を進めることを目的に、様々な活動や情報交換の場となるような市民活動支援センターの設置を検討する。	他市の状況を把握する中で、市民活動支援センターに必要な機能などを検討することができた。また整備が進まない中で、市のホームページ上での情報発信などに取り組むことで団体への支援につなげた。平成30年4月に、市民生活課内に設置した。	設置した市民活動支援センターの機能や役割を強化・充実しながら、その中でソフト面(機能や役割)の強化・充実を図ることが求められている。	B	完了
7	ボランティアの活動支援と情報の蓄積・循環による協働のまちづくりの推進	市民生活課 関係各課			社会経済情勢の変化により、市民の価値観が多様化し、地域の課題が複雑化している中、ボランティアやNPOなどの市民活動のノウハウと活力を活用し、行政運営への市民参画を推進する。これにより、市民が主役のまちづくりを実現し、効率的な行政運営に努める。	ボランティア活動団体の増加やNPO法人の設立など市民の主導による活動が広がっているが、各団体ごとの活動に留まっている。	設置した市民活動支援センターの機能や役割を強化・充実しながら、各団体ごとの活動だけでなく行政と連携した取組や社会課題の解決に向けた活動など取組の幅を拡大すると共に、参加するまた協力する人数を増やしていく必要がある。	C	継続A
8	既存審議会等の条例、規則等の見直し	関係各課			行政運営や政策決定に参画する審議会等の会議に、広く市民が参加できるようなシステムを構築することにより、市民と行政との協働のまちづくりを推進する。	審議会等に公募した市民が参加することで、政策形成過程への市民参画につながっている。	特に課題はない。	A	継続B
9	シンポジウム・パネルディスカッション等の開催	関係各課			民間講師によるシンポジウムや市民パネリストによるパネルディスカッションを通じ、市民の行政への理解度と参加意欲を高める。	観光フォーラムや支え合いの地域づくりフォーラム、薬学部シンポジウムなど、重要課題についてのパネルディスカッションを開催し、市民のまちづくりに対する理解と参加意欲の向上につながった。	特に課題はない。	A	継続A

No.	項目	所管部署	分類名(大)	分類名(中)	目的	取組の効果	残された課題	達成状況	検証結果
10	広報紙・ホームページ等の充実	シティセールス課		説明責任の遂行と透明性の向上	広報紙とホームページを充実し、行政情報を共有化することにより、市民との協働のまちづくりのための基盤をつくる。利用者にとって利用しやすく、役に立つものとなるよう、その機能を最大限に活用し、発信情報の充実を図る。ホームページについては、紙媒体(広報紙)にはない速報性、双方向性を生かした情報発信に努める。	広報紙については、親しみやすく読みやすい紙面づくりため、市民アンケートの結果を反映した全面的なリニューアルを平成22年に行い、平成26年に実施した市民アンケートでは広報紙が読みやすい(とても読みやすい～普通)と回答した市民は回答者の97.1%であった。ホームページについては、利用しやすく情報を把握しやすいホームページとなるよう、平成23年にデザインやサイト構成の見直しを行い、同じく平成26年に実施した市民アンケートでは情報が探しやすい(とても探しやすい～普通)と回答した市民は回答者の82.9%となった。	広報紙については、紙面の読みやすさ、親しみやすさを向上させ、手に取り、読んでいただける紙面づくりに今後も努める必要がある。ホームページについては、閲覧者のニーズに合った情報の公開、発信を進めるとともに、ユーザビリティ、アクセシビリティを向上させる必要がある。また、急速に普及するスマートフォンやタブレット端末に対応するシステムに更新し、閲覧者のニーズにあった形式で情報を発信する必要がある。市政情報発信については、関係各課と連携をとりながら情報の共有と効果的な発信を行う必要がある。FMラジオのオリジナル番組については、より多くの市民に聴いてもらえるような魅力ある番組作りに努める必要がある。その他、近年、急速に普及しているソーシャルメディアなど、新たな情報発信手段の活用を検討する。	B	継続A
11	情報公開・個人情報保護制度の充実及び適正な取扱い	総務課 関係各課			情報公開、個人情報保護制度を充実させるとともに、適正な取扱いをすることで、市政に対する市民の信頼と理解を深め、市民の市政への参加を促進する。	情報公開・個人情報保護制度とも条例に従って適切に運用されている。毎年、全職員を対象に研修を繰り返し行うことにより、個人情報保護に対する職員の意識向上に一定の成果があった。	平成28年度に文書管理システムを導入したが、公文書一覧の公開の機能までは有さず、市民に対して市にどのような文書があるのか分かりやすく示すことが課題として残っている。	B	継続A
12	審議会等会議の公開	総務課 関係各課			行政運営や政策内容を協議する各種審議会や委員会等について、市民の傍聴を可能とし、会議録も公開することにより、市民の市政への関心を高め、行政の透明性を確保する。	各種審議会、委員会等の会議について、市民の傍聴を可能とし、会議録をホームページ上で公開することによって、市民の市政への関心を高め、行政の透明性を高めることとなった。	山陽小野田市執行機関の附属機関における審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、引き続き運用する。	A	継続B
13	対話の日・市政説明会の開催	市民生活課			市民に対し、新鮮でありのままの行政情報を分かりやすく提供する。併せて、直接対話により具体的な市民の想いを把握し、行政運営に反映させる。	対話の日は、市内の全自治会を平成24年度までに一巡した。115回開催し、3,452人の参加があった。(24年度に市内地域を一巡し、25年度以降は定期開催を行っていない。申し出に応じて臨時開催の対応を行っていたが、25年度以降は申請がないため開催していない。) 市政説明会は、平成29年度までに10の重要な案件において、計57回開催し、1,598人の参加があった。市民と協働のまちづくりを進めるため、市民の声を聴く機会として、一定の成果を得ることができた。	市政説明会については、多くの市民に参加していただけるように開催方法について随時検討が必要である。対話の日は、29年8月末で廃止し、新たに市民からの申請に基づいて開催する「まちづくり懇談会」の事業を開始した。この事業の周知に努め、取組を進めることが課題である。	C	継続A
14	出前講座の開催及び講座内容の充実	市民生活課			様々な団体が情報を受け取る場の提供として、職員が積極的に出向いて行政について説明する出前講座を実施する。	平成29年度までに551回の出前講座を実施し、延べ17,459人の受講があった。市民参加による市民本意の開かれた市政を目指すものであり、住民団体だけでなく、学校関係、企業、民生委員の団体等幅広く開催しており、成果を上げている。平成29年度は8分野44講座をメニュー設定しており、平成30年度は47講座を設定予定である。	幅広い分野の講座の設定を維持し、市政の内容を直接市民に伝える場として、今後も取り組む必要がある。	B	継続B
15	財政計画・バランスシート※・行政コスト計算書等の作成公表	財政課			本市の実情に即した中長期的な財政計画を作成して公表する。さらには、企業会計手法による財務分析結果を公表することで、行政と市民が財政実情に対する認識を共有する。	財政計画は、総合計画の事業規模を明らかにし、その実効性を担保するための収支の見通しであることから、本計画の策定により、長期的な視点に立った財政運営が可能になるものとする。また、統一的な基準による財務書類は、固定資産台帳の整備を前提としているため、市が保有する資産の状況把握などに効果があった。	公会計を予算編成等に積極的に活用するため、経年比較・団体間比較や事業別・施設別のセグメント分析を導入することが課題である。今後、活用の方向性や分析の観点を設定し、活用に向けた仕組づくりを推進していく必要がある。	B	継続B
16	予算・決算状況のわかりやすい公表	財政課			予算・決算の状況及び財政運営の状況等をわかりやすく公表し、本市財政状況に対する市民の関心と理解の高揚を図る。	予算・決算状況の公表により、市財政に対する市民の理解を促すことができていると考える。	市広報紙の限られた紙面では、現行以上の情報を掲載することは困難である。今まで以上に市民の関心と理解の高揚を図るため、市ホームページ上で詳細な情報を市民に公表するなど、方策を検討したい。	B	継続B
17	予算編成状況・事業進捗状況等の公表	財政課 企画政策課			予算編成の状況や事業進捗の状況等を定期的に公表することで、開かれた行政を実現する。	予算年度における歳入・歳出の状況及び主要事業を予算概要として取りまとめ公表することで、説明責任の遂行や透明性の向上を図っている。事務事業評価については、前年度の事業の評価結果を毎年ホームページで公表し、行政運営の透明性の向上及び説明責任の実施に努めた。	予算編成における査定状況等については、内部の意思決定過程にあること、また、他市の「財政部長―副市長―市長」のような段階的な査定を行っていないことから、公表は困難と考えるが、行政の説明責任や透明性の向上のため、引き続き、予算概要の早期公表などに努めたい。事務事業評価については、今後も分かりやすく市民に説明ができるように努めていく。	B	継続B
18	総合的な定員適正化計画の公表	人事課 病院局 水道局			本市の実情を様々な角度から検証し、スリムで効率的な行政運営を実現するために必要な職員数を実現するための定員管理計画を適宜見直し、公表を行う。	市民に対して定員適正化計画の公表により、職員の定員管理について透明性の確保が図られている。水道局においても、水道局定員管理計画に従い人員の計画を行い、市広報及び市ホームページにおいて、可能な限り迅速で解りやすい公表に努めた。	特に課題はないが、今後も、市広報及び市ホームページにおいて、適切な公表に努める必要がある。	A	継続B

No.	項目	所管部署	分類名(大)	分類名(中)	目的	取組の効果	残された課題	達成状況	検証結果
19	職員給与状況等人事運営についての公表	人事課 病院局 水道局			職員給与状況を含めた人事行政運営等の状況について、水道局及び病院局の状況も含め、毎年度市民に対し、迅速にわかりやすく公表する。	地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等を、市広報及び市ホームページで公表しており、人事行政の透明性の確保が図られている。	特に課題はないが、今後も、市広報及び市ホームページにおいて、適切な公表に努める必要がある。	A	継続B
20	行政評価の公表	企画政策課			・事業・業務の改善(市民サービスの質の向上と効率化) ・市民へのアカウントビリティ(説明責任)の確保 ・職員の意識改革、能力向上 ・厳しい財政状況の中で、真に必要な行政サービスを持続的に提供していき、「活力ある住み良さ創造都市」の実現に努める。	事務事業評価については、前年度の事業の評価結果を毎年ホームページで公表し、行政運営の透明性の向上に努めている。 平成26年度(平成25年度事務事業評価)からは、これまで事務事業評価シートの公表のみだったものを、より分かりやすい公開資料とするため、評価の全体の結果を報告書としてまとめて、事務事業評価シートと併せて公開している。	事務事業評価については、今後も分かりやすく市民に説明ができるよう改善に努めていく。	B	継続B
21	事務事業評価及び施策評価の実施による実施事業の厳選	企画政策課	社会経済情勢に対応した行政運営システムの構築	総合計画と連動した行政評価システムの利用による新たな行政運営の構築	・事業・業務の改善(市民サービスの質の向上と効率化) ・市民へのアカウントビリティ(説明責任)の確保 ・職員の意識改革、能力向上 ・限られた財源の中で、真に必要な行政サービスを持続的に提供するために、適切な事業評価を行い、「活力ある住み良さ創造都市」の実現に努める。	平成26年度(平成25年度事務事業評価)に様式の全面改訂を行うなど、事業の手法や検証などを各事業担当部署が行いやすいように努めてきた。	今後も必要に応じて様式の改良を進めるとともに、職員にも事業評価の必要性について、研修などを通して説明をしていく。 また、総合計画の進捗度を把握する手法としても活用できるように、現在の個別の事務事業の検証だけではなく、行政評価システムの構築を進めていく必要がある。	C	継続A
22	減価償却・維持管理費等を含めた施策・事業コストの明確化	財政課			現金主義の単年度予算・決算には概念のない減価償却費等を考慮して算出した施策・事業コストと、その財源構成を明らかにすることで、各施策・各事業の効率化を図る。	会計単位ではあるが、統一的な基準による財務書類の作成により、減価償却費や物件費等のコストを把握し、また、資産老朽化比率などの指標を算定することができた。	施策別・事業別のコスト計算を行うため、減価償却費、維持管理費等の個別施策等への関連付けや人件費等共通経費の配賦のルールづくりが今後の課題である。	C	継続A
23	枠配分型予算編成方式の導入	財政課			予算編成を歳出主導から歳入主導に転換し、確保できる歳入の範囲内で歳出予算を調整していく。これにより、直面する大変厳しい財政状況に対応するとともに、市民の理解と協働に基づいた予算編成を実施する。	一般財源ベースで前年度当初予算を上限額とする枠配分型予算編成方式により、導入以降継続して、経常的経費を圧縮することができた。また、担当課主体で予算編成を行うことで、全庁的に自主性・自立性やコスト意識の向上を図ることができた。	歳入における税収の減少や歳出における扶助費や繰出金の増加が見込まれていることに加えて、公共施設等の老朽化対策に係る財政需要の増加が想定されるなど市財政を取り巻く環境は、厳しさを増していくことが予測される。また、住民サービスの多様化などもあり、現在の課単位での枠配分では柔軟性に乏しく、対応が困難な状況も見受けられる。これらに対応し、持続可能な財政運営を行うため、新たな編成方式の導入を検討する必要がある。	B	継続A
24	次年度行財政運営方針及び予算編成方針に基づく予算編成	財政課 企画政策課			次年度行財政運営方針及び予算編成方針に基づいて予算編成作業を行い、「最小の経費で最大の効果を挙げる」効率的な予算編成を実現する。	予算調製方針において、地方財政の状況、市の財政状況、今後の見通しや実務上の留意事項に加えて、予算年度における重点施策を示すことで、全職員が、市の現状や新年度予算の方向性を共通して認識することができている。また、平成29年度から次年度予算に係る調製方針を市ホームページ上で公表しており、これは、市政の透明性の向上に寄与するのみでなく、本市の取組を内外にお知らせする、広報的役割を果たすものとする。行財政運営方針については、「施政方針」やホームページでも公表し、周知に努めた。	平成29年度から次年度予算に係る調製方針を市ホームページ上で公表しているが、職員向けの通知文書をそのまま掲載しているため、市民等にとって分かりやすい公表内容を検討する必要がある。また、翌年度以降の実施計画書の作成を各課へ依頼する際に、総合計画に基づいた翌年度の市の取組方針を併せて示す必要がある。	B	継続B
25	出資法人等について脱会を含めた見直し	財政課 関係各課		財政健全化の推進	各種団体への出資金・出捐金や、本市が構成員となっている団体への応分負担的な出資金について、地方公共団体としての適正な出資であるかを検証して見直しを行う。	所期の目的を達成した出資金を回収し、財政の健全化につながった。	多くの出資金が出資時から年数を経ており、社会情勢の変化などにより出資の必要性が失われているおそれがあることから、庁内において調査を行うなど、実態を把握する必要がある。また、出資法人等の財務等の状況によっては、出資金が財政的リスクになることに鑑み、出資法人等の財務等の状況を継続して把握する必要がある。	B	継続A
26	公共施設の統廃合・民営化を含めた再編と施設整備(改修)計画の作成	企画政策課			市にとって真に必要な公共施設のみを保有し、市民ニーズの変化により不要となる施設や稼働率の低い施設については、統廃合を含めて検討する。 そのうえで、現在の事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理に切り替え、施設の延命化に努め最適な維持管理を行うことにより、財政運営の健全化に努める。	各課が管理していた施設台帳を取りまとめてデータの一元化を図るとともに、毎年度更新することで、施設の実態を把握できるようになった。また、厚狭地区複合施設、新ごみ処理施設、斎場、埴生地区複合施設、市民病院など、老朽化した施設の統廃合が進み、維持管理経費の削減につながっている。	現在も事後保全型の維持管理に留まっており、予防保全型への切り替えが進んでいない。また、統廃合や長寿命化ができていない施設が数多く残されている。現在、全庁体制で個別施設計画の策定に取り組んでおり、今後も、施設のあり方を考えるとともに、施設の再編を推進していかなければならない。	D	継続A

No.	項目	所管部署	分類名(大)	分類名(中)	目的	取組の効果	残された課題	達成状況	検証結果
27	公共施設における指定管理者制度の適切な管理・運営	企画政策課			公共施設の管理運営について、民間の活力とノウハウを活用することで市民サービスを向上させ、併せて管理運営経費の削減を図る。	全般的に施設の維持管理費の削減につながった。また、施設によっては、民間事業者が運営することで、サービスの向上につながった。	民間業者公募の条件に、市内に活動拠点があることとなっていることもあり、応募する業者が1社しかないことが多く、複数の応募があることが望ましい。文化会館については、引き続き指定管理者制度の導入に取り組まなければならないほか、市営住宅についても、導入が可能か、検討を続ける必要がある。指定管理者制度を導入している施設については、円滑な運営と利用者の満足度の向上のために、市と指定管理者との間の密な連携が不可欠であり、モニタリング制度のあり方については、今後も随時改善を図る必要がある。	B	継続A
28	アウトソーシング※計画の作成	企画政策課			公共サービス改革法の主旨に基づき、これまで行政が担ってきた公共サービスを質・価格の両面で優れた民間事業者任せにすることで、行政のスリム化、効率化を実現する。	指定管理者制度による施設の維持管理や運営、山陽オートレース場の包括的民間委託など、民間事業者が施設運営を行うことで、経費の削減やサービスの向上につながった。	施設運営については、指定管理者制度の導入や民間委託などアウトソーシングが進んだ。しかしながら、近年、国は、窓口業務等についてもアウトソーシングを推進している。本市については、取組が進んでいないことから、今後の重要課題である。	D	継続A
29	事務コスト削減の徹底	企画政策課 財政課			事務事業を効率化するとともに、全庁的な連携と創意工夫によりコストを削減することで、歳出を抑制する。	単価契約の実施により、事務用品やコピー用紙の経費節減が図られた。自家用電気工作物設備保守や消防設備点検業務等の一括契約は、スケールメリットにより、経費の削減効果を上げている。	未だ導入できていない取組がある。今後も、コスト削減が可能な事務経費がないかを研究し、削減に向けて取り組む必要がある。	B	継続A
30	補助金支出基準に基づく補助金の適正な支出	財政課			各種団体等に対する運営補助金や各種事業に対する事業補助金について、統一的な基準に基づき適正な支出をしていく。	補助金等交付基準に基づき、団体の予算・決算、事業計画等を確認し、補助金の必要性及び金額等について検討した結果、一部の団体に対する補助金交付額が減額となった。	団体によっては、補助金額以上の繰越金の発生や次年度繰越金の増加傾向が見受けられること、また、補助金使途の明確化のため、運営補助から事業補助への移行が望ましいと考えられる団体があるなど、適正化に向けて引き続き見直しを図っていく必要があると考える。	C	継続A
31	縁故債、一時借入金の借入利率に係る入札実施	財政課			縁故債、一時借入金の借入利率を入札することにより、低利な借入れを可能にする。	縁故債の借入れについて、一部を見積合わせの対象とすることにより、将来の公債費負担の軽減効果を上げている。また、一時借入金については、見積合わせの実績はないが、基金の繰替運用により借入額の圧縮に努めている。	利子負担の軽減のためには、完全入札が望ましいと考えているため、引き続き、実施に向けて検討する。	B	継続A
32	職員提案制度の充実	企画政策課			職員の創造的思考と意識改革の高揚を図り、市民サービスの向上及び効率的な行財政運営に寄与するため、職員提案制度を充実する。	本制度開始後、これまでに25件の提案があり、封筒やホームページへの広告導入、電話対応マナーの改善指導、文書管理システムの導入、事務用品の一括購入など、8件が採用され、業務改善につながった。	制度開始当初は、提出件数が多かったものの、近年は提案が少ない状況が続いている。制度の硬直化に加え、提案の際、問題提起からその解決方法までをまとめて提出する必要があるという複雑さにあるのではないかと考えられることから、現在、若手職員を中心に、簡易な職員提案制度を実施するなど、機運の醸成を図っているところである。課長提案制度については、当面、2か年の実施としており、事業成果と人材育成の検証により、継続するかどうかを判断する必要がある。	B	継続A
33	窓口サービスの向上	人事課 企画政策課 関係各課			市民の利便性向上のため、行政サービス全般に係る窓口業務簡略化に努める。併せて、休日窓口の開庁や開庁時間の延長により、生活スタイルの多様化に伴う住民ニーズに対応する。	利用者数から、市民の多様な生活スタイルに対応できており、窓口サービスの向上に繋がっている。また、職員の待遇が向上したこともあり、窓口での対応に対する市民満足度が向上した。(第二次総合計画策定時の市民アンケート調査)	延長時の利用客数が少ないこと、及び窓口の延長をしていない部署に市民が訪ねていくことどう対応するかが課題である。また、開始から10年が経過し、住民ニーズも変わっていることから、サービスの内容やあり方を見直す必要がある。	B	継続A
34	公用車の一元管理による経費節減	財政課			公用車の一元管理により効率的な使用に努め、公用車の管理に係る経費を節減する。	老朽化した普通車を廃し、低燃費の最新の軽自動車に更新したことにより、燃費の向上により燃料費の削減に繋がっている。	老朽化した市所有車両が依然10台程度あり、引き続き車両の更新を行っていく必要がある。	B	継続B
35	事務用品等に係る単価契約の実施	企画政策課			全庁的に使用するスタンダードな事務用品等について単価契約を締結することで、事務用品等を最低価格で購入する。また、あらかじめ単価を定めておくことで、購入の際の見積書徴取を省略することができ、事務の簡略化につなげる。	事務用品については、各業者が示した最低価格で事務用品を購入することにより、経費の節減に一定の効果を出している。また、コピー用紙についても、入札を実施することにより、同様の効果を上げている。	事務用品について、市内の取扱業者数が少ないことから、市内業者に準市内業者を加えて見積りを聴取し、単価契約を締結しているが、事務経費の削減と市内企業育成の両面から業者の範囲を見直す必要がある。	A	継続B
36	下水道事業の見直し	下水道課			汚水雨水処理対策について、下水道事業の事業コスト等を勘案して根本から再考し、より効率的に事業を実施し、普及率の向上を図ることにより、下水道事業会計の健全運営と環境整備促進を図る。	効率的な整備を行うため、共和台、南平台、上の郷、青葉台等の大規模団地を目指した計画に変更。山口東京理科大学の公立化に合わせ、理科大学周辺を含めた下水道整備を行った。管渠延長は平成18年度末の193.4kmから平成28年度末の226.0kmとなり、普及率(人口ベース)では、平成18年度末の44.1%から平成28年度末の53.1%となっている。	効率的な整備を目的とした、大規模団地を接続する計画に変更したことで、目的が達成されており、特に課題はない。	B	継続B

No.	項目	所管部署	分類名(大)	分類名(中)	目的	取組の効果	残された課題	達成状況	検証結果
37	扶助費の見直し	障害福祉課 社会福祉課 学校教育課			「扶助を必要とする社会的弱者を、社会全体で扶助していく」という相互扶助の原点に立ち返り、適切な扶助行政を実践する。	・障害福祉サービスについては、支給決定基準を設けることにより、相談支援専門員にアセスメントによるサービスの必要性の根拠を求めることができ、支給決定の適正化につながった。 ・就学援助費については、義務教育段階における経済的な援助が必要な児童生徒の保護者に対し、国や県、他市町の動向を見定めながら、制度改正や援助単価の引き上げなど概ね適切な援助を行うことができた。 ・生活保護費については、景気の上向きや有効求人倍率の上昇などによる生活保護被保護者数の減少により、生活保護扶助費全体も減少傾向である。ハローワークOBによる就労支援員による就労に関する相談・助言、個別の求人開拓やハローワークへの同行等による就労支援の強化を図ることができた。	・障がい福祉サービスについては、十分なアセスメントができるような相談支援専門員の資質の向上に取り組む必要がある。 ・就学援助制度については、広報紙やホームページへの掲載や、前年度受給者と全ての新入学児童生徒の保護者に対して周知を図っているが、今後も、申請漏れのないよう周知を図っていく必要がある。 ・生活保護扶助費については、景気などによる経済的動向による被保護者人員数に左右されることが多い。また、働く能力のある者に対する就労支援事業を行っているが、事業に参加する被保護者の割合が低いため、経済的社会的自立に結びつく割合も、働く能力のある者全体から見ると低い状態である。今後は事業参加者を増やし、求職活動等に関する助言指導等の就労支援による自立助長に向けたさらなる取り組みを行っていく必要がある。	B	継続B
38	公金収納対策の強化	債権特別対策室			公金の滞納者に対する厳格かつ適正な滞納処分を実施することで、収納率の向上と市民負担の公平化を実現する。	平成19年度以前は、税務課以外の収納担当課は差押という強制処分ができなかった。そのため、滞納者に対して電話で滞納金額を納付するよう促したり、住居を訪問して納付を促すように説得する方法で滞納整理をしていたが、これに応じる滞納者は少なく効果は薄かった。 しかし、平成19年度に各収納担当課から滞納者を債権特別対策室に移管する方法で滞納債権を一元化し差押を実施することにしたため、強制的に滞納債権を収納することができるようになった。 また、債権特別対策室へ移管の対象になっていない潜在的な滞納者にも、滞納を放置しておく差押を受けるのではないかと危機感が芽生え、自主納付(分割納付)をする滞納者が急増した。	平成29年度末で債権特別対策室は、廃止されるため、平成30年度以降は各収納担当課において、差押等の強制処分を実施し実績を上げるようにしなければならない。	A	継続A
39	費用対効果に基づく使用料・手数料の見直し(減免基準の見直しを含む)	財政課			公共施設使用の対価として使用者から徴収する使用料、及び、特定の者のために提供する公の役務に対しその費用を償うため徴収する手数料について、費用対効果に基づく適正な料金設定を行うことで、負担の公平性を図る。	市町合併後も旧団体の料金体系を承継していたが、両地区に所在する同種の施設である公民館、勤労青少年ホームについて、維持管理経費を最大徴収使用料で賄うことを前提に料金体系の見直しを行うことで均衡を図ることができた。	施設コストについては、別途進めている公会計による把握が望ましいと思われるが、現状では、施設別等のセグメント分析はできていない。公会計の取組を強化した上で、公共施設における利用者負担の適正化や自主財源の確保を図る必要がある。また、施設ごとの性質に基づく負担率の設定を検討する。さらに、施設によって異なる減免基準について、基準の見直しを図りながら、統一する必要がある。	C	継続A
40	有帆緑地処分場(産業廃棄物処理場)の適正な維持管理	土木課			建設残土を安定的に受け入れる。	建設工事の残土処分地の確保と周辺緑地の整備を目的として平成13年に建設した当該施設は、平成29年4月に受け入れ容量である30万m ³ を満了し、建設残土の受け入れを完了した。大型工事に伴う残土やがれき処理の受入施設としてその役割を十分発揮し、建設残土処理手数料も総額238,394千円となるなど、市の安定的な収入にも一定の貢献をした。	現在有帆緑地処分場の終了届を提出したところであるが、廃止届の提出はガス調査等の事後処理が終了後の平成31年度になる予定。平成30年度からは有帆緑地処分場の管理を都市計画課へ移管し、将来的には公園施設として活用していく予定である。	A	完了
41	受益者負担適正化の徹底	下水道課 関係各課			受益者負担の原則に基づき、特定のサービスを受ける利用者に応分の負担を求め、受益者負担の公平性を図る。	平成26年度に下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の料金改定を行い、経費回収率が改善された。また、小規模土木事業について、市の受託事業から自治会への補助事業に変更したほか、小規模土地改良事業の1件あたりの事業上限額を引き下げ、発注形態を変更したことにより、受益者負担の適正化が図られた。	下水道使用料の経費回収率が改善するなど、目的が達成されており、特に課題はない。	B	継続B
42	広告収入の推進	企画政策課			市が所有するあらゆる財産に有料広告を掲載し、財産の有効活用と歳入の確保に努める。	様々な媒体に広告を掲載することで、歳入の確保につながった。また、一部の広告募集を民間に委託したことにより、広告件数が増え、増収につながった	広告収入の確保については、引き続き推進する必要がある。また、ネーミングライツの対象施設拡大を含め、広告掲載可能な新しい媒体を増やす必要がある。	B	継続A
43	売却処分も含めた市有財産の適切な運用	財政課			市及び土地開発公社が保有する財産(土地、建物、物品等)の適正な管理と効率的な運用に努める。	遊休市有地等の売却により、自主財源の確保に繋がっている。	今後も、施設の廃止等により新たな遊休市有地の発生も見込まれるため、将来行政目的の用に供される見込みのないものについては売却にさらに注力する必要がある。	B	継続A

No.	項目	所管部署	分類名(大)	分類名(中)	目的	取組の効果	残された課題	達成状況	検証結果
44	課税の見直し	税務課			合併前の評価方法の継続は、平成17年の市町合併による経過措置として決定採用された。そのため同一市内で実質的な課税方法や課税範囲が異なる状況が現在まで恒常的に発生しており、これを可能な限り早期に解消する。 併せて、大変厳しい財政状況に対応するための歳入確保の観点から、課税に係る全体的な見直しを行う。	合併以来の懸念事項であった、旧小野田地域と旧山陽地域での土地の評価方法の違いを解消するための基礎となる事業が終了した。	平成29年度で完了した山陽地区新規路線価付設事業の成果をもって、平成33年度の評価替えに向け平成32年中に評価の見直し作業を行うとともに、広報誌やホームページにより周知を図る必要がある。	B	継続B
45	企業誘致の推進	商工労働課			地域経済の活性化、新たな雇用の場の創出、市税増収等自主財源の確保を目的として企業誘致に努める。特に小野田・楠企業団地へ積極的に企業誘致を推進することで、団地造成時の初期投資額を回収する。	平成19年度から継続して山口県の企業誘致担当部署に職員を派遣することにより、山口県と連携して企業誘致活動を行うとともに、景気の動向や企業の設備投資の状況を鑑みながら、工場設置奨励条例の拡充や市の企業誘致体制の構築を図ってきた。その結果、市内工業団地の状況については、東沖ファクトリーパーク、新山野井団地は分譲が終了し、小野田・楠企業団地にも3社の進出企業があった。また、小野田・企業団地を除く工場等の新增設は平成19年度から17件と一定の成果を上げることができた。	小野田・楠企業団地については、未分譲の区画があるため、山口県、両商工会議所、山口東京理科大学と連携し、引き続き積極的に企業誘致を行っていく必要がある。また、平成28年度から山口東京理科大学が公立化されたことから、より一層産学官連携を推進し、大学と企業との共同研究や人材育成などの取組により更なる新規企業の誘致や市内企業の増設など、企業の集積を目指す。	B	継続B
46	総合的な定員適正化計画の見直し及び適正な定員管理の実施	人事課 病院局 水道局	人事制度の改革		本市の実情を様々な角度から検証し、スリムで効率的な行政運営を実現するために必要な職員数を実現するための定員適正化計画を見直し、自治体規模に応じた適正な人事管理を行う。	・定員適正化計画に従った採用等により、適正な職員数の維持及び社会経済情勢の変化に伴う行政需要や市民ニーズの複雑化、多様化に迅速に対応できる職員体制の構築が図られた。 ・水道局については、定員管理計画に従い人員の計画を行った。その結果、平成19年度における職員数65人から平成29年度における職員数は61人(再任用職員2人を含む。)となった。	・社会経済情勢の変化に伴う行政需要や市民ニーズの複雑化、多様化に迅速に対応できる行政経営を実現するためには、常に定員適正化計画の見直しを行う必要がある。 ・水道局については、今後、アセットマネジメント実施による工事量の増加に伴い、担当部署の人員増強や関係職員のスキルアップが必要となるが、定員管理計画の目標職員数55人となるまで、引き続き取り組む必要がある。また、効率的な事業運営を目指して、必要により定員管理計画の見直しを図る必要がある。	B	継続A
47	早期退職制度の適正な運用	人事課			早期退職制度を適正に運用することにより、職員の新陳代謝による組織の活性化、行政能率の維持・向上、人事管理の適正化・効率化等を実現する。	早期退職制度が適正に運用され、職員の新陳代謝による組織の活性化、行政能率の維持・向上が図られ、人事管理の適正化・効率化等が実現されている。	特に課題はない。	A	継続B
48	任用替えの適正な運用	人事課			職員の任用替えについての規則を履行することにより適正な人員配置に努める。	市民病院の統廃合、斎場運営のアウトソーシングによる職員の任用替えを実施したが、近年は実績がない。	本市を取り巻く経済情勢や本市の財政状況から、今後も行政のスリム化・効率化、公共施設の統廃合、管理運営体制の見直し、アウトソーシング等が求められることから、職員の任用替えを含め、適正な人事管理が必要である。	C	継続B
49	時差出勤制度の導入・変形労働時間制の検討	人事課			近年の社会情勢、生活スタイルの変化等に対応し、利用者側に立った配慮に基づく行政サービスとして、開庁時間の延長等がもためられている。これをできるだけ経費をかけずに実施するため、人件費削減の手段として出勤体制の見直しを行い、できる限り住民ニーズに沿った行政サービス時間帯を実現していく。	市民課と税務課について、毎週水曜日の開庁時間を19時まで延長し、市民ニーズに配慮した。	「山陽小野田市職員の勤務時間等の特例に関する規則」を改正して、市民課、税務課及び情報管理課を加え、時差出勤制度を導入することで、市民課と税務課の窓口延長を本格実施した。	A	継続B
50	人材育成基本方針に基づく人材育成の推進	人事課			時代や環境の変化等に的確に対応できる人材の育成を計画的に実施する。	庁内研修及び研修専門機関等への職員の派遣により、めまぐるしく変わる行政環境に、的確に対応できる職員の育成に繋がっている。	市民ニーズの多様化に的確に対応するには、人材育成を計画的、継続的に進める必要がある。	B	継続A
51	効果的な職員派遣の実施	人事課			効果的な職員派遣を実施し、職員のスキルアップを図る。	年単位で他の行政機関へ派遣することにより、行政事務の進め方や職員との交流など市では得られない知識経験を得ており、派遣終了後、市での事務に活かされている。	派遣された職員の知識経験を他の職員に広げられる仕組みづくりが今後の課題である。	A	継続B
52	人事評価制度の充実	人事課			公平性・客観性・透明性の高い人事評価制度を構築し、運用することにより、職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績の両面から評価し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするとともに、人材育成にも活用する。	人事評価制度への理解は進んでいる。	人事評価の人事、給与等への反映するための仕組みづくりが今後の課題である。	B	継続B

No.	項目	所管部署	分類名(大)	分類名(中)	目的	取組の効果	残された課題	達成状況	検証結果
53	公金収納対策専門部門の設置	債権特別対策室		組織体制の改革	滞納処分を一元的に行う部署を設置して、公金の滞納者に対する厳格かつ適正な滞納処分を実施する。	平成19年度以前は、税務課以外の収納担当課は差押という強制処分ができなかった。そのため、滞納者に対して電話で滞納金額を納付するよう促したり、住居を訪問して納付をするように説得する方法で滞納整理をしていたが、これに応じる滞納者は少なく効果は薄かった。しかし、平成19年度に各収納担当課から滞納者を債権特別対策室に移管する方法で滞納債権を一元化し差押を実施することにしたため、強制的に滞納債権を収納することができるようになった。また、債権特別対策室へ移管の対象になっていない潜在的な滞納者にも、滞納を放置しておく差押を受けるのではないかと危機感が芽生え、自主納付(分割納付)をする滞納者が急増した。	平成29年度末で債権特別対策室は、廃止されるため、平成30年度以降は各収納担当課において、差押等の強制処分を実施し実績を上げるようにしなければならない。	A	完了
54	入札・契約を一元的に所掌する部署の設置	監理室 人事課			地方自治法及び本市財務規則に基づいた適正な契約事務を実施する。	入札・契約を一元的に所掌する部署の設置について見当を行なった結果、入札については監理室で一元的に行なっているが、契約を一元的に管理することのメリットがないため、現行の体制とすることで結論を得ている。	組織規則では「契約及び検査制度の企画、調整及び推進に関すること」は監理室の所管となっている。また、議会において「市内業者を振興していく立場に立つのなら、契約の状況は市役所の中で分かっているべきではない。契約を一元化する部署を是非作ってほしい」と発言もある。よって、再検討する必要がある。	C	中止
55	水道局・下水道部門の統合(上下水道の一元管理)	下水道課			水道局と下水道課を部門統合して一括管理することで、スケールメリットによる事務の効率化と、窓口の一本化による市民サービスの向上を実現する。	平成23年10月から水道料金と下水道使用料の徴収一元化を実施した。	水道局において宇部市との広域化の協議が進んでおり、水道局と下水道課の部門統合については、現在のところ実施する予定はない。水道局の広域化の動向を注視し、機運が熟せば改めて検討を開始する。	C	継続B
56	部門横断的な課題解決に対応する体制づくり	人事課 企画政策課			複数の部署にまたがる行政課題に対し、部門横断的な連携体制を早急に整え、迅速かつ適切な対応を行う。	庁内プロジェクトチームの活用により、複雑化、多様化する行政課題の解決に繋がっている。また、関係課によるワーキンググループを随時結成し、庁内横断的な課題に対応している。	行政課題は庁内横断的に解決すべきものが多々あり、絶えず組織体制について見直すとともに、庁内プロジェクトチームやワーキンググループの活用により、迅速かつ適切な対応を行う。	B	継続B
57	災害等緊急時の防災体制の充実	総務課(危機管理室)			災害等の緊急時に、行政として迅速かつ的確な対応ができる体制を整える。	防災担当者会議や総合防災訓練を行うことにより、職員の防災意識の高揚が図れた。また、地域防災計画の改正で、警戒体制調整会議を規定したことにより、風水害時に関係各課と連携した協議を行い、避難所開設の予定などを調整し、災害発生前に迅速な対応ができるなど防災組織体制の充実を図ることができた。さらに、災害時受援計画を策定し、受援統括班、物資調整班を設けたことにより、大規模災害が発生した場合の受援体制の円滑化を図った。	平成11年の台風、高潮災害、平成22年の厚狭川水害から年数が経ち、防災担当者会議や総合防災訓練を行っても、すべての職員の意識が防災に対して高いとは言えず、職員によって意識の差がある。大規模災害が発生した場合には、すべての職員がそれぞれの部署で災害対応をするという意識を持ち、自分の災害時の業務を把握するなど、災害対応への関心を高めることが課題である。また、日頃から家庭で災害についての話し合いや防災対策を行い、災害発生時に安心して業務を行えるようにすることも必要である。	B	継続A